

報告第12号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第2号 交通事故損害賠償額の決定及び和解

専決第3号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和6年5月20日

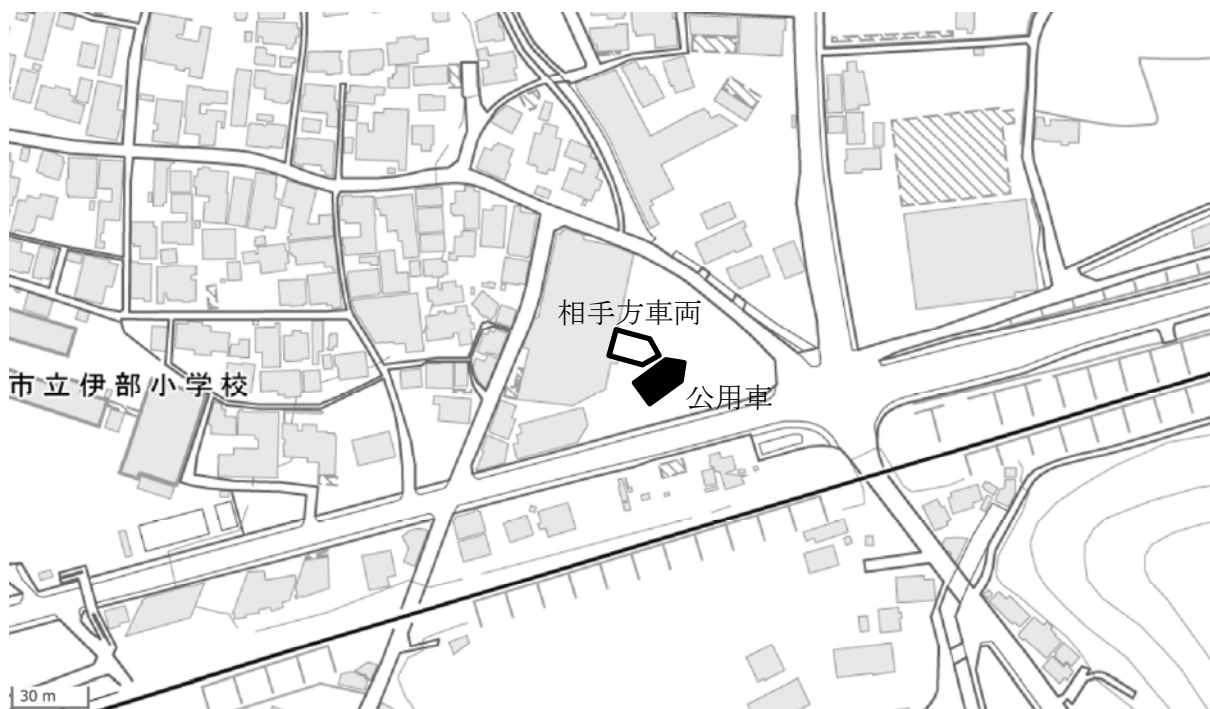
備前市長 吉 村 武 司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保険等補填額	相 手 方	事 件 の 概 要
2	交通事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 400,000	円 400,000	備前市***** *****	令和6年3月26日10時45分頃、市営デマンド車両が 山陽マルナカ備前店内にある駐車場に停車後、発進 した際に左側に駐車していた相手方車両と接触し、 相手方車両を破損させたもの

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和6年5月21日

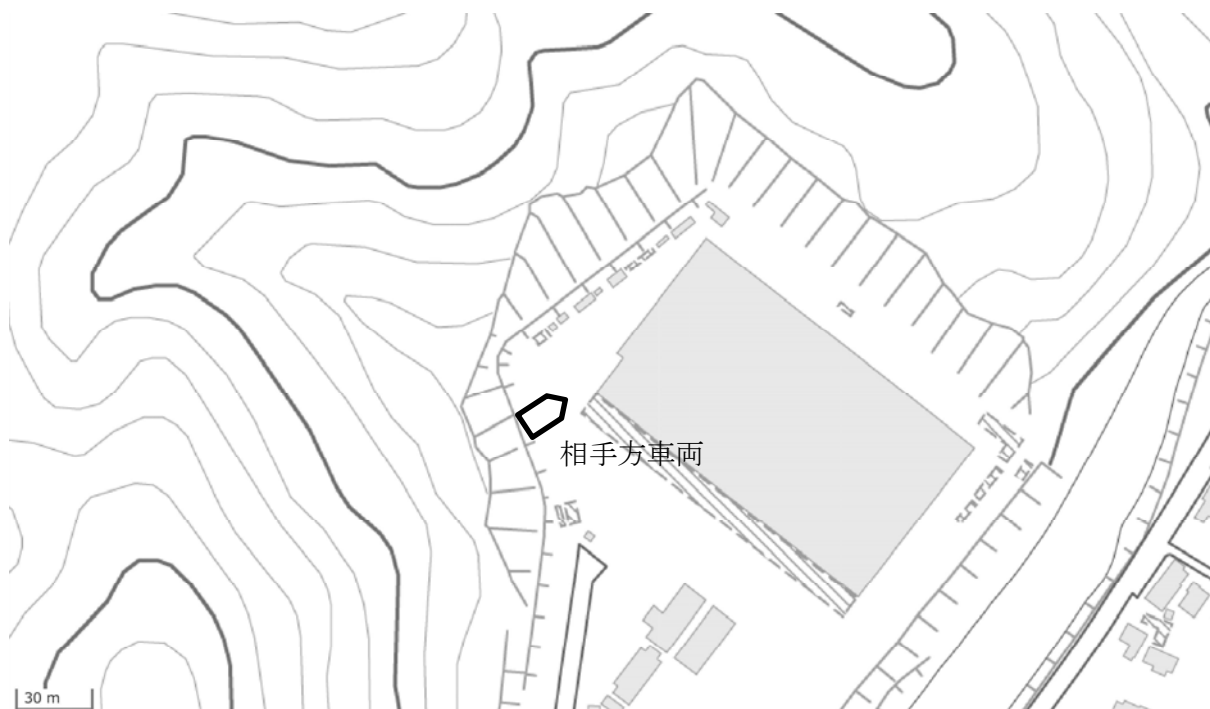
備前市長 吉 村 武 司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保険等補填額	相 手 方	事 件 の 概 要
3	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 54,890	円 0	備前市***** *****	令和6年3月26日 午後3時50分頃、吉永町岩崎地内に おいて、強風により市有山林の枯松が倒れ、隣接す る相手方の敷地内に停車していた車両のトラックテ ールランプを破損させたもの

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図